

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 沖縄県は、国及び市町村等と連携し、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の規定における地方公共団体の責務を果たすべく、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、ハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者及びその家族（以下「ハンセン病回復者等」という。）が受けた被害について深い反省の念を込め、ハンセン病回復者等に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、ハンセン病問題の全面的な解決の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) ハンセン病問題の啓発の取組に関すること
 - (2) ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること
 - (3) その他ハンセン病問題に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者から構成する。
- (1) ハンセン病回復者等
 - (2) 国立ハンセン病療養所
 - (3) ハンセン病回復者支援団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他保健医療介護部長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会合)

- 第5条 協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。
- 2 協議会の議事進行は、会長が行う。
 - 3 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議を円滑かつ効率的に推進するために必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び運営に必要な事項は、地域保健課長が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 協議会及び作業部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部地域保健課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ハンセン病回復者の皆さまへ 生活支援事業のご案内

ハンセン病回復者であることにより
「外出や手続きが不安…」 「日常生活が大変…」
と感じることはありませんか？
ハンセン病回復者の皆さまはゆうな協会が行う

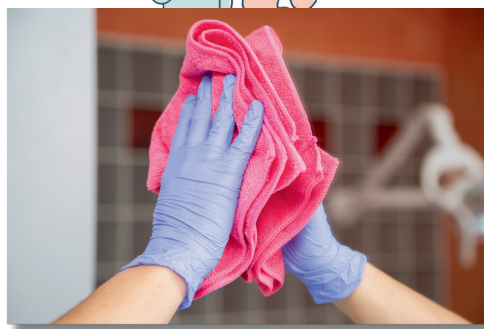
“生活支援事業” を受けることができます。

どのような支援が受けられるの？



同行支援

支援員が病院・役所への付き添いや
手続きをお手伝いします。



家事支援

支援員が掃除・買い物・調理の
お手伝いをします。

【相談無料】 ・ 【秘密厳守】

安心してご相談ください。

生活支援事業ご利用の流れ

- 1 **相談** まずはお電話でご相談ください。
※電話番号は裏に記載
- 2 **面談** 相談員がご自宅を訪問し、困っていることや支援してほしいことなどをお聴きします。
※必要な介護認定等の手続きや地域支援サービスの紹介も行います。
- 3 **確認** 回復者の方が生活支援事業を利用できるかどうかを調整します。
- 4 **利用契約** 生活支援事業の契約を交わします。
- 5 **利用開始** 支援を開始します。

ご相談を
お待ちしております



ご相談をお待ちしています

※ハンセン病療養所退所（非入所）者給与金やハンセン病元患者家族に対する補償金等の請求申請のお手伝い、その他ハンセン病回復者及びご家族の方や関係機関の皆様からのご相談に応じます。

※個人情報厳守します。

※ご相談はお電話またはご来所いただくか、ご自宅まで伺うことも可能です。ご事情に応じて相談場所は柔軟に対応しますので、お気軽にご連絡ください。

公益財団法人沖縄県ゆうな協会は厚生労働省の委託により、沖縄ハンセン病対策事業を実施しています。

相談は無料です

公益財団法人 沖縄県ゆうな協会

(沖縄県那覇市古波蔵1丁目25番18号)

連絡先	☎098-832-9528
相談対応日 時	月～金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時まで

ゆうな相談センター宮古

(沖縄県宮古島市平良西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎1階)

連絡先	☎0980-79-8103
相談対応日 時	月～金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時まで

「第 1 回沖縄県ハンセン病問題シンポジウム」実施報告書

1. 実施事業の概要

- 【目的】ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者やその家族の名誉回復を図るため、県および県民は当事者の具体的な要望を真摯に受け止め、それぞれの立場で何が出来るか考える機会とする。
あわせて、申請が低調にとどまっているハンセン病元患者家族に対する補償金制度の周知を行う。
- 【テーマ】ハンセン病問題から考える共生社会とは～回復者・家族が地域であたりまえに暮らすためには～
- 【開催日時】令和 6 年 10 月 18 日（金）14：00～16：30
- 【場所】琉球新報ホール ※ライブ配信も実施
- 【参加者数】一般 74 人、私立沖縄カトリック高等学校 1 年生 61 人、
ライブ配信視聴者約 50 人
- 【パネル展の開催】シンポジウム当日の会場ロビーにて、下記のパネルを展示した。
- ・「ハンセン病家族訴訟原告からのメッセージ『思いよ届け!』」から
県内在住の方が書いたメッセージのパネル
 - ・沖縄愛楽園および宮古南静園で作成しているパネル

2. シンポジウムの周知方法

- (1) チラシ・ポスターの配布
 (配布先) 市町村、地域包括支援センター、各小・中・高等学校（国立・私立含む）、
 図書館、社会福祉協議会、県の関係機関等
 (配布数) チラシ：約 9,000 枚、ポスター：約 800 枚
 (配布先での利活用状況) ポスターの掲示、窓口でのチラシ設置等
- (2) 新聞広告
 (琉球新報) 10 月 3 日付け掲載
 (沖縄タイムス) 10 月 13 日付け掲載
- (3) ラジオ
 (FMコザ) 9 月 24 日（火）午前 10 時～
 放送事項：シンポジウムの告知など
- (4) 記者会見
 日時：10 月 10 日（木）14：00～14：30
 場所：沖縄県庁 5 階 記者会見室内
 出席者：県保健医療介護部 系数部長
 沖縄県ハンセン病回復者の会 平良仁雄共同代表
 会見事項：シンポジウムの趣旨及び内容説明

(5) プレ企画 (①・②ともに、来場者にシンポジウムのチラシを配布)

ハンセン病問題啓発映画「一人になる」の上映

- ①日時および場所：9月8日(日) 午前10時～ 県立博物館・美術館
9月14日(土) 午後2時～ 読谷村文化センター
10月6日(日) 午後2時～ 名護市中央公民館

費用：無料

主催：ハンセン病問題ネットワーク沖縄 / 後援：沖縄県

- ②日時および場所：9月28日(土) 午後6時30分～ 宮古島市未来創造センター

費用：無料

主催：(一社)ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古 / 後援：沖縄県

※その他にも、県公式ラジオや新聞広告、Xへの投稿、ホームページへの掲載を実施

3. シンポジウム開催後における報道機関の反応

(1) テレビ

(沖縄テレビ) ハンセン病回復者およびその家族の講演に触れ、いまだ偏見や差別が残る現状や家族が受けてきた偏見・差別はほとんど知られていない現状を紹介し、積極的な啓もう活動の大事さについて放送された。

(琉球朝日放送) ハンセン病回復者の講演やパネルディスカッションに触れ、回復者の親族であることを理由に離婚に追い込まれる事例や行政への要望について言及した。

(琉球放送) ハンセン病回復者の講演に触れ、当事者の高齢化が進んでいることから、当事者が直面する問題の解決を早期に行う必要性について言及した。

(2) 新聞

(琉球新報) 10月19日付け・11月2日付け掲載(別添①を参照)

(沖縄タイムス) 10月19日付け掲載(別添②を参照)

4. アンケートの結果概要

【講演を聞いて感じたこと】

(カトリック高校)

- ・愛楽園に行きハンセン病の歴史を見てきたことがあるが、今回の講演を聞いて、改めて偏見や差別があることを知ることができた。また、回復者の家族が他の家族から変な目を向けられていることを初めて知ることができた。
- ・コロナの時と似ているなと思った。
- ・ハンセン病が治った後も後遺症に悩まされることや、それを他人に言うことができないつらさは悲しいことだと思った。
- ・差別などについて深く考える良い機会だったと思う。

- ・未知の病気は、感染することよりも、感染した人への差別の方が怖いのだと感じた。
- ・小学生の時に話を聞いたことがあったが、理解できなかったけど、高校生になった今は、理解できて興味深かった。

(一般)

- ・父が南静園と愛楽園に勤務していて、15年間、職員住宅で暮らしました。回復者と家族の話が聞けて良かったです。
- ・ハンセン病問題は、まだ社会で認知されていないように思う。
- ・ハンセン病のことを知らない世代が増え、当事者が減っていく中で、当事者や家族の話を直接聞ける機会は貴重だと思いました。
- ・もっと家族が話す機会を増やすべきかと。
- ・戦争とハンセン病のつながりも話してもらいたかったです。
- ・深く知識を得ることができて良かった。
- ・学生などハンセン病についての知識が少ない参加者も多いので、ハンセン病の歴史や経緯について、映像や画像で説明があっても良いのではと思った。

【差別をなくすためにできること】 (カトリック高校のみ)

- ・様々な知見を持ち、自分を客観的に見る。差別をする人は、自分が差別していると分かっていないと思う。
- ・正しい知識を共有し、当事者と少しずつ打ち解けることで、不信感・恐怖感も減ると思う。
- ・病気や相手のことをよく知って、差別している人がいたら止める。
- ・SNSには差別がたくさんあるが、SNSで発信することにより学べる・知ることのできる人や機会が増え、差別する人がおかしい社会にしていくことが大切だと思った。
- ・学んだことを周りに知らせることも、差別をなくすことにつながると思う。
- ・一人一人の意見を聞き尊重し合う。
- ・一人一人が同じ人間であることを自覚し、協力していく。